

岡山県自然環境保全審議会 鳥獣部会 次第

日時：令和7年8月26日（火）14：00～

会場：ピュアリティまきび エメラルド

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議事録署名人の指名

5 諮問事項の審議

奥津鳥獣保護区特別保護地区の指定について

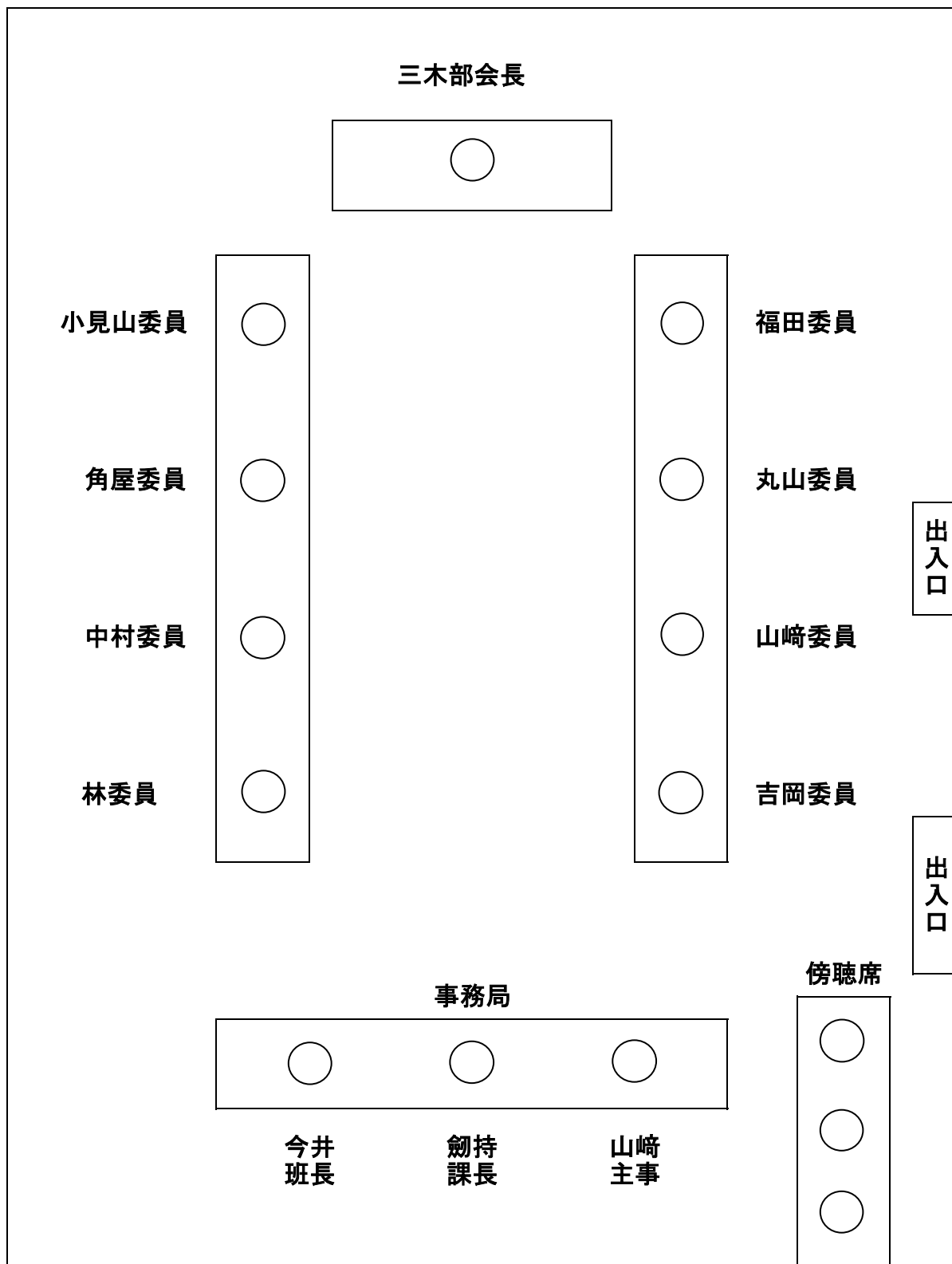
6 その他

7 閉会

岡山県自然環境保全審議会 鳥獣部会 座席表

日時: 令和7年8月26日(火) 14:00～

場所: ピュアリティまきび エメラルド



岡山県自然環境保全審議会(鳥獣部会)委員名簿

【鳥獣部会委員】

専門分野	氏 名	役 職 名	備 考
自然保護	こみやま せつお 小見山 節夫	元日本鳥類保護連盟岡山県支部支部長	
県議会	すみや しのぶ 角屋 忍	岡山県議会議員	
狩猟	なかむら しんいち 中村 伸一	(一社)岡山県猟友会会長	
動物	はやし かなこ 林 花奈子	(株)池田動物園(岡山県鳥獣保護センター)	
環境行政	ふくだ のぶこ 福田 伸子	元岡山県環境文化部長	
動物	まるやま けんじ 丸山 健司	日本野鳥の会岡山県支部支部長	
弁護士	みき ゆきひろ 三木 悠希裕	弁護士	
林野庁	やまさき ひとし 山崎 準	岡山森林管理署長	
農林水産	よしおか りょうこ 吉岡 良子	JA岡山県女性組織協議会運営委員	

(五十音順、敬称略)

【事務局】

氏 名	所 属	備 考
劔持 政己	岡山県 環境文化部 自然環境課 課長	
今井 竜吾	〃 総括副参事	
山崎 直人	〃 主事	

岡山県自然環境保全審議会条例

昭和 48 年 3 月 27 日
岡山県条例第 7 号

(設置)

第 1 条 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)及び温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 40 人以内で組織する。

(委員)

- 第 4 条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
 - 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

- 第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
- 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
 - 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
 - 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

- 第 7 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第 8 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
 - 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(幹事)

- 第 9 条 審議会に幹事を置く。
- 幹事は関係職員のうちから知事が任命する。
 - 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、環境文化部において行う。

(その他)

第 11 条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

昭和48年 8 月 18 日	制定
昭和56年 3 月 25 日	一部改正
平成 4 年 7 月 21 日	一部改正
平成12年 8 月 1 日	一部改正
平成16年 2 月 17 日	一部改正
平成23年 8 月 19 日	一部改正
令和 4 年 2 月 10 日	一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県自然環境保全審議会条例（昭和48年岡山県条例第 7 号）第11条の規定により、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審議会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県自然保護基本計画の決定及び変更に関すること。
- (2) 岡山県自然環境保全地域、環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域の指定、指定の解除及び指定の区域の変更に関すること。
- (3) 岡山県自然環境保全地域の保全計画並びに環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域の保護計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (4) 岡山県郷土記念物の指定並びに指定の解除及び変更に関すること。
- (5) 岡山県生態系維持回復事業計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (6) 希少野生動植物保護基本方針の決定及び変更に関すること。
- (7) 指定希少野生動植物の指定及び指定の解除に関すること。
- (8) 指定希少野生動植物の保護推進指針の決定及び変更に関すること。
- (9) 生息地等保護区の指定及び指定の解除並びに管理地区の指定及び指定の解除に関すること。
- (10) 県立自然公園の指定、指定の解除及び指定の区域の変更に関すること。
- (11) 県立自然公園の公園計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (12) 県立自然公園及び国定公園の公園事業の決定、廃止及び変更に関すること。
- (13) 特別地域内における行為の許可に関すること。
- (14) 生態系維持回復事業計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (15) 鳥獣保護事業計画の決定及び変更に関すること。
- (16) 特定鳥獣保護管理計画の決定及び変更に関すること。
- (17) 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限並びに禁止猟法の決定に関すること。
- (18) 狩猟期間の延長並びに狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除に関すること。
- (19) 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定及び変更に関すること。
- (20) 猟区の維持管理に関する事務を委託できる者の指定に関すること。
- (21) 自然海浜保全地区の指定、指定の解除及び指定の区域の変更に関すること。
- (22) 自然海浜保全地区の保全方針の決定、廃止及び変更に関すること。
- (23) 温泉の掘削、増掘及び動力の装置に係る許可及び許可の取消しに関すること。
- (24) 温泉の採取の制限に関すること。
- (25) 前各号に掲げるもののほか、自然保護、自然公園、鳥獣の保護及び狩猟、自然海浜の保全並びに温泉に関する重要事項に関すること。

(審議会の特例)

第 3 条 会長は、やむを得ない事情により審議会の会議の招集が困難な場合、書面等により会議を開催することができる。

(部会)

第 4 条 審議会に次の表に掲げる部会を置き、その所掌する審議事項は、同表に掲げるとおりとする。

部 会 名	所 掌 す る 審 議 事 項
自然保護部会	1 前条第 4 号、第 7 号から第 9 号まで、第12号及び第13号に掲げるもの 2 前条第25号に掲げる審議事項のうち、自然保護、自然公園及び自然海浜の保全に関する事項で基本政策に関しないもの
鳥獣部会	1 前条第17号、第19号及び第20号に掲げるもの 2 前条第25号に掲げる審議事項のうち、鳥獣の保護及び狩猟に関する事項で基本政策に関しないもの
温泉部会	1 前条第23号及び第24号に掲げるもの 2 前条第25号に掲げる審議事項のうち、温泉に関する事項で基本政策に関しないもの

(部会の会議)

第 5 条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第 3 条の規定は部会について準用する。この場合において、第 3 条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会の決議)

第 6 条 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

- 2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議の内容を審議会に報告するものとする。

(その他)

第 7 条 前 3 条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

鳥獣保護区等制度の概要について

1 根拠法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（略称：鳥獣保護管理法）
（法律の概要）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項等を定めている。

2 野生鳥獣の捕獲について

野生鳥獣の捕獲は原則禁止（第8条）

ただし、次の場合は、捕獲が認められる。

（1）許可捕獲（国、都道府県又は市町村の許可による捕獲：第9条）

- 農林業被害の防止のために、イノシシ、シカ等有害鳥獣を捕獲する場合
- 大学などが学術研究のため捕獲する場合 等

（2）狩猟捕獲（狩猟による捕獲：第11条）

- 狩猟鳥獣のみ
 - ・ 鳥類（26種類） マガモ、キジ、カワウ、スズメ、キジバト等
 - ・ 獣類（20種類） タヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ等
- 狩猟期間のみ
 - ・ 毎年11月15日から翌年2月15日まで
 - ※ イノシシ及びニホンジカについては3月15日まで（延長）
 - ※ ツキノワグマについては12月14日まで（短縮）
- 法定猟具（銃、網又はわな）を使用する場合、狩猟免許及び狩猟者登録の手続が必要
- 鳥獣保護区や休猟区、公道、公園、社寺境内、墓地等は狩猟捕獲禁止

3 鳥獣保護区及び特別保護地区

国指定鳥獣保護区は環境大臣が、都道府県指定鳥獣保護区は都道府県知事がそれぞれ指定する。

鳥獣保護区内においては、狩猟捕獲が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

指定の方針・計画は、「鳥獣保護管理事業計画」（第4条第2項）に定める。

4 鳥獣保護区等の概要

区域	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (第 28 条)	野生鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を指定	狩猟捕獲を禁止※	岡山県では 10 年 (法定：20 年以内)
特別保護 地区 (第 29 条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採	岡山県では 10 年 (法定：20 年以内)
休猟区 (第 34 条)	狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合に、その生息数を増加させる必要があると認められる区域に指定	狩猟捕獲を禁止※	(法定：3 年を超えることができない)
特定猟具使用 禁止区域 (第 35 条) (旧銃猟禁止区域)	銃猟又はわな猟に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、必要があると認められる区域を指定	・銃器を使用した鳥獣の捕獲行為を禁止 ・くくりわなを使用した鳥獣の捕獲行為を禁止	岡山県では永年 又は 10 年 (法定：制限なし)

※ 狩猟捕獲は禁止であるが、農林被害の防止など必要があると認められる場合は許可捕獲が可能

5 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和 3 年 10 月 26 日環境省告示第 69 号）に基づき、県鳥獣保護管理事業計画で次の区分を設けている。

現在、県が指定しているのは、（１）森林鳥獣生息地、（３）集団渡来地、（７）身近な鳥獣生息地の 3 区分である。なお、国が指定しているのは、（４）集団繁殖地の保護区の 1 区分である。（令和 6 年 11 月 1 日時点）

（１）森林鳥獣生息地の保護区 49 箇所、22,514ha

森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

（２）大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

（３）集団渡来地の保護区 1 箇所、916ha

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(第 80 条第 1 項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定する。

（４）集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣等その他絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。

(6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより、鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。

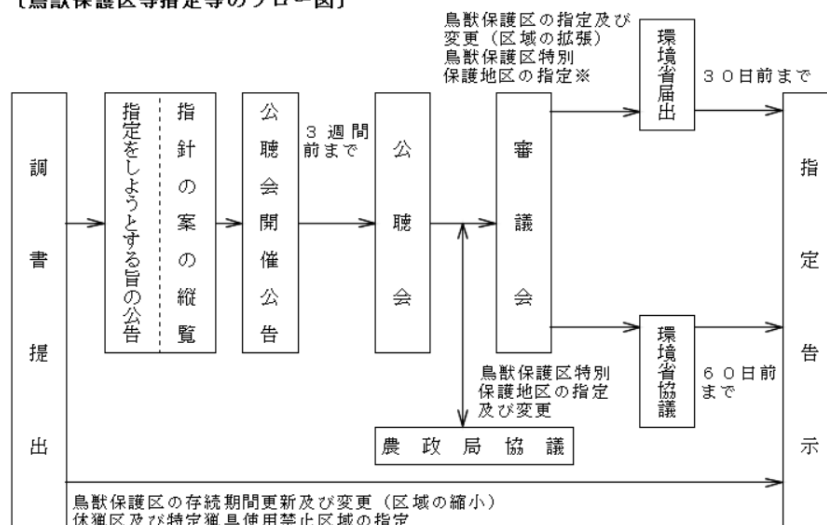
(7) 身近な鳥獣生息地の保護区 15箇所、3,130ha

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

6 岡山県の指定状況（単位：ha）

区分		年度	令和6年度 (2024)	令和7年度（2025）計画			
				更新		期間満了	新設
					変更		
鳥獣保護区	箇所		65	11	2	1	
	面積		26,608	4,667	△ 48	△ 460	26,100
特別保護地区	箇所		11	1			
	面積		1,224	70			1,224
休 獵 区	箇所						
	面積						
特定猟具使用禁止区域	箇所		63	4			
	面積		35,296	3,051			35,296
計	箇所		128	15	2	1	127
	面積		61,911	7,718	△ 48	△ 460	61,396

【鳥獣保護区等指定等のフロー図】



※存続期間満了後継続して行う指定であって、その区域に変更がないものに限る。

奥津鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区分

森林鳥獣生息地

2 当初指定年

昭和 37 年（再指定 7 回目）

3 保護に関する指針の案

別添のとおり

4 更新理由（指定理由）

奥津鳥獣保護区は、苫田郡鏡野町の北部、標高 340～753m に位置している。植生は天然林が多く、スギ、ヒノキが混在し、若齢林から壮齢林までである。

鳥獣はサンショウクイやクマタカ、アカショウビンなど多種多様な鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、奥津鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（参考：国基本指針から抜粋）

Ⅲ 第 2 2 鳥獣保護区の指定方針

（3）鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

5 指定に係る意見聴取の状況

指針案の公告縦覧及び公聴会を実施した。意見の内容等は別紙のとおり。

奥津鳥獣保護区特別保護地区 指針(案)縦覧及び公聴会の開催状況

1 公告縦覧状況

(1) 期間

令和7年6月11日から同月24日まで

(2) 場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課
及び同部真庭地域森林課

(3) 意見書の提出

なし

2 公聴会開催状況

(1) 開催日時

令和7年7月18日(金)13時30分から13時50分まで

(2) 場所

鏡野町役場多目的大ホール

(3) 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠席
13人	1人	2人	10人

(4) 公述人賛否

賛成	条件付賛成	反対
13人	0人	0人

(5) 傍聴人

0人

(6) 主な意見

- ・近年、シカ等の害獣の増加が顕著であり、隣接する集落において農作物の被害が増加傾向にある。
- ・今後も良好な環境を保持し、野生鳥獣の保護・繁殖を図るために更新は必要である。

奥津鳥獣保護区特別保護地区指定計画書

(奥津鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案)

令和7年8月26日

岡 山 県

(様式第 1 号)

特別保護地区指定調書

名	称	奥津鳥獣保護区特別保護地区					
区	域	奥津鳥獣保護区内において、吉井川森林計画区苫田郡鏡野町（旧奥津町） 1 4 2 林班及び1 4 3 林班の地域					
区	域	面	積	内			
				訳			
				7 0 h a	林 野	農 耕 地	公 有 水 面
				7 0			
存 続 期 間		令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで （ 10 年間）					
指 定 区 分		森林鳥獣生息地					
区域内の土地の概況及び鳥獣の生息状況		（１）当該地域の概要 鏡野町にあつて標高 340～753m からなり、地質はアダメロ岩～花崗岩、流域名は吉井川水系流域で植生は、天然林が多く、スギ、ヒノキが混在し、若齢林から壮齢林までである。 （２）生息する鳥獣類 ア 鳥類：カルガモ、キジバト、カワウ、アオサギ、ダイサギ、ホトギス、トビ、クマタカ、アカショウビン、カワセミ、コゲラ、アオゲラ、サンショウクイ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラス、シジュウカラ、ツバメ、イワツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、カワガラス、スズメ、キセキレイ、ハクセキレイ イ 獣類：イノシ、ニホンジカ等 （３）農林水産物の被害状況 特になし。					
補償に関する事項		当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。					
鳥 獣 の 保 護 繁 殖 の 方 針		森林の保続を図るとともに、森林の適正な管理に努める。 （森林の保続を図り、保護施設の整備充実を図る。）					
指定及び維持管理に関する事項		制札 8 本					
保護に関する指針		岡山県が管理するものとし、関係機関と連携した上で、岡山県職員及び岡山県鳥獣保護管理員が管理に当たる。 鳥獣生息分布調査等により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に務める。 ゴミの投げ捨てやたき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、現場巡視等を実施する。 農林業被害の発生等に応じた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。					
そ の 他 参 考 事 項		特になし					

(様式第 3 号)

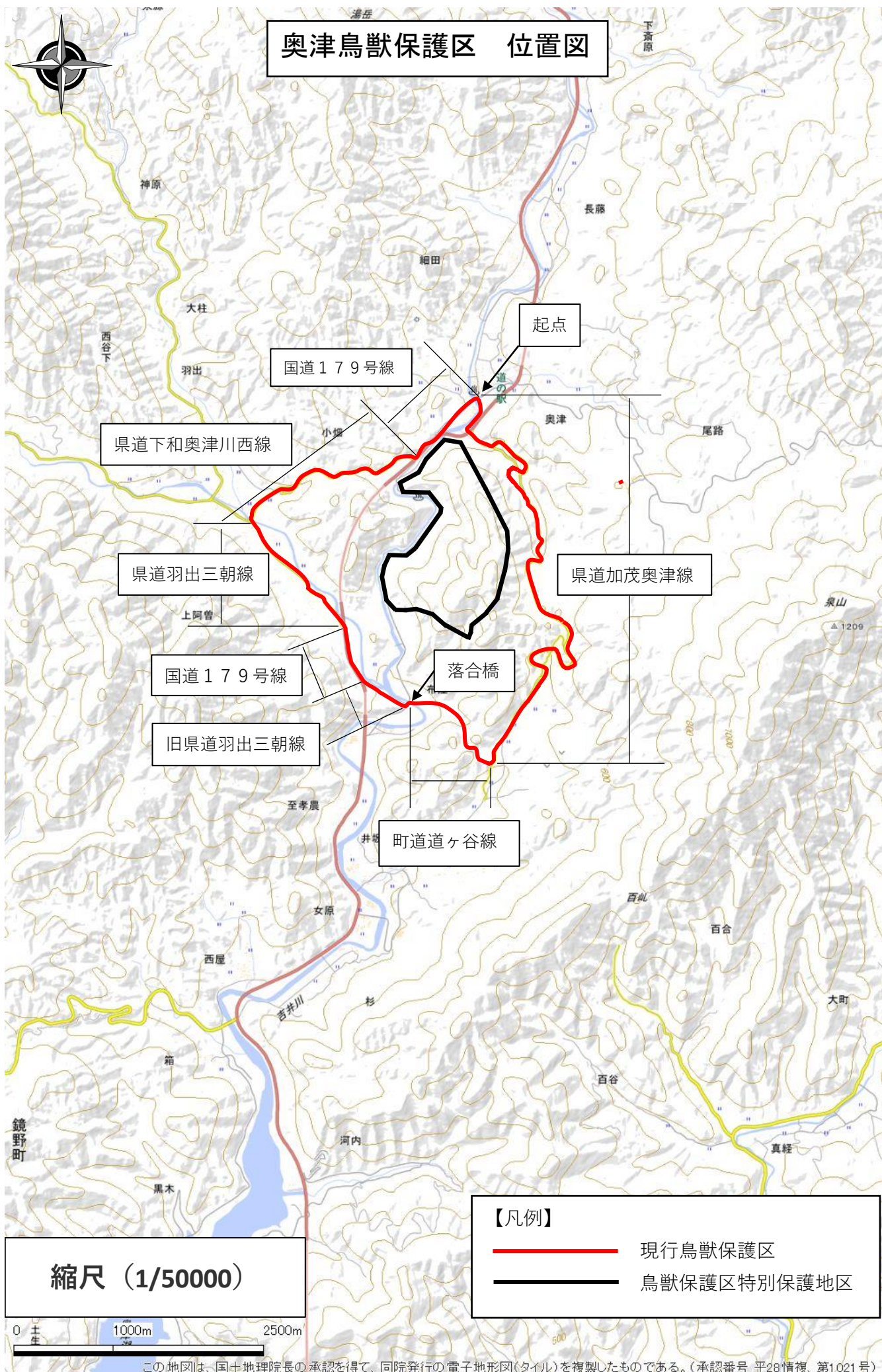
奥津鳥獣保護区特別保護地区面積内訳表

内 訳	国 有 地	ha	国 有 林 (林野庁)	ha	普通林	ha
					制限林	ha
			国有林以外	ha		
	国有地以外	70ha	県 有 地	35ha	普通林	ha
					制限林	35ha
			市町村有地	ha	普通林	ha
					制限林	ha
			私 有 地	35ha	普通林	ha
					制限林	35ha
	公 有 水 面	ha				
他の法令 による規制 区 域	自然環境保全法	ha	自然環境 保全地域	ha	(名称)	
	自然公園法 (条例を含む)	70ha	特別保護地区 特別地域 普通地域	ha 70ha ha	(名称) 湯原奥津県立自 然公園	
	文化財保護法	ha			(名称) 国指定重要文化 財名勝奥津溪	

(様式第4号)

土 地 利 用 調 書

鳥獣保護区の指定		奥津鳥獣保護区									
指定理由の概要		森林鳥獣生息地として野生鳥獣の保護繁殖を図る。									
保護区の範囲		別添区域図のとおり									
区 分		保護区面積 (ha)			左 の 内 訳						備 考 地域指定 年月日
		普通	特保	計	農振地域面積 (ha)			農用地区域面積 (ha)			
					普通	特別	計	普通	特別	計	
農 耕 地		24		24	24		24	24		24	H6.10.6
内 訳	田	22		22	22		22	22		22	
	畑	2		2	2		2	2		2	
	樹園地										
	採草放牧地										
山林		420	(70)	420	420	(70)	420				
原野											
湖沼											
河川		1		1	1		1				
その他		6		6	6		6				
計		451	(70)	451	451	(70)	451	24		24	
所有区分		面 積 (ha)			所有区分		面 積 (ha)				
国有地		(国有林野を除く)			私有地		391				
国有林野					公有水面		1ha				
公有地		59ha			その他						
農業関係施策 の実施(計画) 状況	事業名	受益面積(ha)		施行年度		地区名		保護区に含まれる受益面積(ha)			
他の土地利用関係法令 等による指定状況											
地権者等 の同意書		市町村		地 元		地 権 者		備 考			
	全 体	1		6		8					
	同意者数	1		6		8					
	同意率 (%)	100		100		100					



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平28情保 第1021号)